

香芝市長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例をここに公布する。

令和6年7月11日

香芝市長 三 橋 和 史

香芝市条例第22号

香芝市長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の7第1項の規定に基づき、市長若しくは委員会の委員若しくは委員又は職員（同法第243条の2の8第3項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「市長等」という。）の市に対する損害を賠償する責任の一部を免れさせることに關し必要な事項を定めるものとする。

(損害賠償責任の免責額)

第2条 市長等の市に対する損害を賠償する責任は、市長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、市長等が賠償の責任を負う額から、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第173条の4第1項第1号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額（市長にあっては、当該普通地方公共団体の長等の基準給与年額に2を乗じて得た額）を控除して得た額について免れるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、市長等の同日以後の行為に基づく損害賠償責任について適用する。